

第4章 豊かな自然と共生する 美しいむらづくり



1 土地利用・地域整備

現状と課題

本村は、林野の占める割合が高く、平成27年の農林業センサスによると総面積571.80km²のうち79%が林野となっています。また、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた可住地面積は117.14km²で、村内の市街地や耕作地が形成されています。

土地は、村民生活に深く結びつく重要な資源であり、中山間地に位置する本村では活用範囲に限られることから、長期的な展望に立った計画的な土地利用を推進し、村の均衡ある発展をめざす必要があります。

また、豊かな自然環境・景観の保全や、荒廃しつつある農地や山林等の問題を総合的に考え、自然環境との調和に十分配慮しながら、関係法令の適正な運用を図ることで、土地利用相互の調整に努め、限りある村土の計画的、効率的な利用を進める必要があります。

基本方向

- 快適で潤いのある生活を確保するために、地域特性を活かし、自然と調和した適正な土地利用と良好な住環境整備を進めます。

主要施策

(1) 計画的な土地利用

施策の概要

環境保全に関する配慮を十分に行い、土地利用に関する各種計画に基づきながら、適切な土地利用を推進していきます。

主な事業・取組

- ①土地利用に係る法令に基づく適切な土地利用の推進
- ②「鶴居村農業振興地域整備計画」の見直しによる優良農地の確保と有効活用
- ③「鶴居村森林整備計画」に基づく林地の保全と有効活用

(2) 土地開発に対する監視、規制

施策の概要

今後も、開発行為に対する監視を行うとともに、望ましくない開発行為を抑制するための規制策づくりの検討を行います。

主な事業・取組

- ①無秩序な開発行為の監視
- ②無秩序な開発行為に関する規制策の検討

(3) 地籍調査の利活用

施策の概要

地籍成果の適切な維持管理を行うとともに、それらの有効活用について検討していきます。

主な事業・取組

- ①地籍成果の適切な維持管理の推進
- ②地籍成果の有効活用の検討

序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

2 自然環境保全・景観形成

現状と課題

本村は「鶴の居る村」として知られ、一年を通じてタンチョウが生息しています。大正後期における絶滅の危機の際に地域の人たちが餌をまきはじめたことからタンチョウの保護活動が盛んになり、その当時、33羽しか確認されなかったタンチョウは、現在では1,800羽程度まで回復しています。

また、本村の南東には1980年に国内ではじめてラムサール条約に登録された釧路湿原があるだけでなく、牧草地と森林が広がる自然あふれる村です。

本村では平成23年度を開始年度とする「鶴居村環境基本計画」を策定し、豊かな自然環境の保全に取り組んでいます。村内外を含めた環境共生の普及・啓発や啓蒙活動を今後も継続していく必要があります。

併せて、釧路圏域の貴重かつ雄大な自然環境を不法投棄などから守り、今の良好な自然環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「自然の番人宣言」の思想と活動を、釧路圏域を越えて広めていくことが大切です。

基本方向

- 環境関係法令を遵守し、環境問題への関心と理解を深め、快適な生活環境の保持や美しい景観の普及促進を図り、環境にやさしい地域社会の実現をめざします。

- 環境教育・学習を通して環境保全に対する村民の意識の向上に努めるとともに、村民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。

主要施策

(1) 環境共生の普及・啓発

施策の概要	主な事業・取組
環境保全に関わる広報活動や環境学習を積極的に推進し、村民の環境保全意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ①環境問題に関する意識啓発 ②村ぐるみで環境問題に取り組む体制の整備

(2) 自然保護対策の推進

施策の概要	主な事業・取組
豊かな自然にふれあえる場を守るため、村民や村民活動団体と連携した環境美化運動などを積極的に推進し、自然保護や環境美化の取組の定着化と関係団体等の支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ①釧路湿原国立公園の保護保全の推進 ②関係機関との連携によるタンチョウの保護保全対策の推進 ③タンチョウや湿原の利活用の推進 ④村内関係団体などの環境保全活動への支援と連携 ⑤自然保護に関する啓発活動の推進 ⑥自然などを活用した環境学習の推進

(3) 地球温暖化防止対策の推進

施策の概要	主な事業・取組
森林の整備・保全により森林資源の循環活用を図ることで森林の持つ多面的機能高め、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の吸収源を確保する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ①森林整備計画に基づく森林資源の循環活用 ②公共施設における温室効果ガス排出量の削減 ③村ぐるみで地球温暖化に取り組む、研修や意識啓発

(4) 施設や沿道の景観向上

施策の概要	主な事業・取組
施設や沿道の景観向上に向けた啓発を行うとともに、美しい景観を阻害している箇所での美化活動を行います。	①景観形成に向けたPRと意識啓発 ②廃車・廃屋などの撤去の啓発 ③農村住宅・畜舎周辺等、酪農景観向上に向けた啓発 ④地域住民等による環境美化活動の促進

(5) 不法投棄対策の推進

施策の概要	主な事業・取組
不法投棄に対する意識の向上や監視・通報体制の強化を推進します。	①不法投棄防止に向けた意識啓発 ②住民参加による一斉清掃の実施 ③不法投棄パトロールの強化 ④「自然の番人宣言」の普及・啓発

(6) 公害の予防

施策の概要	主な事業・取組
公害が発生しないような啓発を定期的に行うとともに、発生状況の把握や周知を行います。	①公害予防に向けた意識啓発 ②公害発生に関する情報の充実

3 公園・緑地

現状と課題

公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、村民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として、重要な機能を担っています。

本村には各地域に整備された公園のほか、市街地には遊歩道とプロムナード*が整備されていますが、公園内の遊具など設備の老朽化対策が課題となっています。

また、村では緑化活動の一環として花いっぱい運動を推進しており、花苗を提供している

*プロムナード

フランス語で「散歩」あるいは「散歩の場所」（散歩道・遊歩道）を意味する言葉。歩行者が安全で快適に歩くための散策道のこと。

ほか、村内地域の花壇造成に対する支援を行っています。

より一層村ぐるみで緑化活動を推進していくためには、緑化活動の意識の醸成を行い、多くの村民に参加を呼び掛ける必要があります。

基本方向

- 村民の暮らしと身近な緑を結びつけることにより、緑への愛着や心の豊かさを育み、人も緑も豊かに育つむらづくりを進めます。
- 地域住民との連携のもと、公園や緑地の適切な整備と維持管理を進めることにより、生活に潤いと安らぎをもたらします。

主要施策

(1) 公園や緑地の整備

施策の概要

地域住民と協力して公園、緑地、街路樹などの適切な維持管理を行います。

また、公園緑地の整備により安全安心の確保を追求するとともに、計画的な維持管理を行います。

主な事業・取組

- ①公園や緑地の適切な維持管理の推進
- ②子どもたちが親しむことのできる、安全性に配慮した遊具の整備

(2) 緑化、花いっぱい運動の推進

施策の概要

花いっぱい活動や緑化活動の意識の醸成を図るとともに、村ぐるみで花いっぱい運動を推進します。

主な事業・取組

- ①村ぐるみ花いっぱい運動の推進
- ②緑化（育苗）事業の推進
- ③道路沿いや公共施設周辺の緑化推進

4 新エネルギー

現状と課題

日本は、石油や石炭などのエネルギー資源のほとんどを輸入に頼っており、エネルギーを安定的に確保することが最大の課題でもありました。また、世界的に化石燃料の大量消費により、それらのエネルギー資源の枯渇が懸念されています。

近年では、エネルギーの消費によって排出される大量の二酸化炭素が地球の気温を上昇させ、様々な悪影響を及ぼすと考えられています。「エネルギー問題」と「地球環境問題」は同時に解決しなければならない深刻な問題になっており、一人ひとりがこの問題を意識し、行動することが求められています。

本村は、平成29年に国から「バイオマス産業都市^{*}」として認定され、本村のバイオマス資源を活用した新エネルギーの導入により、環境にやさしく災害に強い村をめざすこととしているほか、住宅用太陽光発電システム導入に対する助成や、家畜排せつ物や木質バイオマスを用いた再生可能エネルギー^{**}への取組を進めています。

基本方向

- 新たな自然エネルギーの有効活用について調査研究を進めるとともに、循環型社会の構築をめざした自然エネルギーの活用推進を図ります。
- 地域資源であるバイオマスを有効活用し、再生可能エネルギーへの取組を推進します。
- 家畜排せつ物をエネルギー源として有効利用するとともにラムサール条約湿地の環境改善を図り、商工業への大きな波及効果を持つバイオマス産業都市をめざします。

主要施策

(1) 省エネルギーの推進

施策の概要	主な事業・取組
<p>エネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネルギー機器の導入を促進します。</p>	<p>①公共施設における省エネルギー化や節電の推進 ②省エネ法に基づく中長期的な視点に立ったエネルギー使用量の削減 ③省エネ家電や電気自動車等の省エネ効果に優れた製品の普及に向けた効果的な啓発</p>

※バイオマス産業都市

地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化による、環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりをめざす地域のこと。

※再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料エネルギーとは違い、自然の力や廃棄物などを活用し、繰り返し使うことができるエネルギーのこと。

(2) 自然エネルギーの利用促進

施策の概要	主な事業・取組
太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの利用を促進します。	①自然エネルギーに関する普及・啓発 ②住宅用太陽光発電システム導入に対する助成

(3) バイオマスの利用促進

施策の概要	主な事業・取組
鶴居村バイオマス活用推進計画に基づき、施策の取組を推進します。	①家畜排せつ物バイオガスプラント設置事業の推進 ②木質バイオマスエネルギーへの取組 ③余熱利用による新たな産業づくりの検討

5 上水道・生活排水処理

現状と課題

ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。

本村が管理している上水道施設としては、簡易水道施設と営農用水施設があり、簡易水道管路は総延長約 103km、営農用水管路は約 51km が整備されています。簡易水道施設、営農用水施設ともに敷設されてから 30 年以上を経過している管路が多く、老朽化対策が課題となっており、安全な水を安定的に供給できるよう、既設の配水管の計画的な更新を行うとともに、事務事業の効率化による経費節減や適正な使用料の設定等、健全な経営に努めていきます。

一方、下水道については、快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全を同時に図るため、農業集落排水の処理施設を村内 4 箇所に整備しています。農業集落排水の管路は総延長が約 18km あり、うち約 53% が敷設から 30 年以上経過しています。処理施設を含めた老朽化対策を今後計画的に進めていくことが必要となっており、農業集落排水処理設備全体としての最適整備構想を策定することとなっています。

基本方向

- 長期的な水需要の予測に立ち、水資源の確保と併せて供給施設の計画的な整備、維持管

理によるライフラインの確保を図り、安全で安定的な供給をめざします。

- 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、最適整備構想に基づき計画的に農業集落排水の老朽化対策を推進します。
- 合併浄化槽の適正な維持管理や指導に努め、河川や水路等の環境を保全し、快適で衛生的なむらづくりをめざします。

主要施策

(1) 水源の確保と水質の向上

施策の概要	主な事業・取組
水源周辺の環境保全を図り、安全で安定的な水源保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ①安定した水量を確保するための水源、配水施設の適切な維持管理の推進 ②代替え水源の確保

(2) 簡易水道の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
安全で良質な飲用水を供給するため、施設の更新・改修を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ①管路の維持修繕 ②浄水場の機器更新 ③浄水場及び管路の耐震化 ④漏水対応による有収率の改善

(3) 営農用水の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
安全で良質な営農用水を供給するため、施設の更新・改修を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ①管路の維持修繕 ②浄水場の機器更新

(4) 農業集落排水の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
施設の老朽化に対応するため、最適整備構想を策定し、計画的に改修を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ①最適整備構想による処理施設の改修 ②排水管の維持修繕 ③汚泥の減量化

(5) 合併浄化槽の設置と維持管理の促進

施策の概要	主な事業・取組
合併処理浄化槽の設置を奨励していくとともに、設置後も適切な維持管理を徹底するよう指導を行います。	①合併処理浄化槽の設置奨励 ②合併処理浄化槽の適切な維持管理の促進

(6) し尿の収集・処理体制の維持

施策の概要	主な事業・取組
本村を含む釧路市ほか3町村で共同処理体制を今後も維持していきます。	①釧路市ほか3町村による広域処理施設の整備促進と連携強化

6 ごみ処理・リサイクル

現状と課題

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。こうした中、各種のリサイクル法が制定され、本村においても4R運動の取組を推進してきました。

本村は、不燃ごみは村内の一般廃棄物処理場で埋め立て処理を行い、可燃ごみは釧路広域焼却場で焼却処理しています。また、資源ごみは分別の推進と小型電子機器等回収BOXを設置等により、再資源化、リサイクルを推進しています。

今後は、増加するごみを処理するだけの行政施策にとどまらず、村民、事業者、行政が一体となつてごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を強化し、環境にやさしい地域社会をめざす必要があります。

基本方向

- 循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、村民、事業者、行政の協働により、省資源化の取組を推進します。
- 廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

主要施策

(1) ごみ減量化とリサイクルの推進

施策の概要

村民・事業者・行政のそれぞれが役割を分担して、発生抑制に重点を置いた4Rを促進します。

主な事業・取組

- ① 4R運動の普及・啓発
- ② リサイクル資源の分別の促進
- ③ 資源リサイクル運動の推進

(2) ごみの収集体制の充実

施策の概要

ごみ収集・処理を適正に実施し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進します。

主な事業・取組

- ① 一般廃棄物処理基本計画の推進
- ② 鶴居村分別収集計画の推進
- ③ 資源ごみ収集容器の整備

(3) ごみ処理施設の維持管理

施策の概要

最終処分場の適切な維持管理を図ります。また、釧路市の施設を活用した広域的なごみ処理を推進します。

主な事業・取組

- ① 最終処分場の適切な維持管理の推進
- ② 広域連携によるごみ処理の推進

7 環境衛生

現状と課題

村内には葬斎場（火葬場）があり、民間委託によって火葬業務が行われています。整備されてから20年以上を経過しており、火葬炉は傷んできていますが、建物を含めて必要に応じて修繕を行っており、適切に維持管理が行われています。

また、村内には村管理の墓地が6箇所あるほか、公益財団法人が運営している北斗霊園があります。村管理の墓地については、各地区の農事組合などに草刈りなどの環境整備を委託しており、適切に管理が行われています。

基本方向

- 利用者の利便性を考え、周辺を含めた環境の向上に努めながら、葬斎場や墓地の適切な維持管理に努めます。

主要施策

(1) 葬斎場の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
建物及び火葬炉などの機械設備については、今後も維持補修を計画的に実施していきます。	①葬斎場施設の整備 ②火葬業務の委託

(2) 墓地の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
各墓地の区画図や所有者などの管理を行うとともに、環境整備に努めます。	①墓地の環境整備 ②墓地の区画管理

第5章 豊かな人間性を育むむらづくり



序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

1 生涯学習

現状と課題

生涯学習は、村民の生きがいづくりだけでなく、家庭、地域における社会的関係や人間関係を豊かにすることになります。

本村では、鶴居村社会教育中期計画に基づき、寿大学や各種講座等を開催するとともに、生涯学習アドバイザーの専任配置等により学習環境の充実に努めてきました。

今後は多様化する村民ニーズに的確に応えていくため、講座参加者への聞き取り調査や他自治体の動向等、生涯学習に関する情報収集を進めていく必要があります。

また、ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、指導者の養成、確保を図り、村民が主体となった自発的な学習活動を支援する環境づくりを進める必要があります。

基本方向

○ 誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を活かしたむらづくりを推進します。

主要施策

(1) 生涯学習を推進する体制づくり

施策の概要

「鶴居村生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習を総合的に進めていきます。

主な事業・取組

- ①鶴居村生涯学習推進計画の見直し
- ②鶴居村社会教育中期計画に基づく施策の推進



(2) 生涯学習活動の啓発

施策の概要	主な事業・取組
<p>生涯を通じての学習の必要性を周知し、学習意欲を高めるための啓発活動を行います。また、自ら学習の機会や場を求めるあらゆる世代の村民に、学習情報の提供や相談体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習アドバイザーの設置 ②学習ニーズの調査 ③生涯学習に関する情報提供の充実

(3) 生涯学習の環境づくり

施策の概要	主な事業・取組
<p>村民の生涯学習の場であるふるさと情報館をはじめ、総合センター、幌呂農村環境改善センター、各地区コミュニティセンターの適切な維持管理を推進します。また、様々な分野との連携等により生涯学習の場の拡大を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①各施設の適切な維持管理の推進 ②民間団体、個人ボランティアからの指導者の発掘 ③産業、福祉などほかの分野との連携による生涯学習の場の拡大

2 学校教育

現状と課題

現在、本村には小学校3校と中学校2校が設置されており、恵まれた自然環境のもと「心技体」の調和のとれた発達・成長をめざして、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を教育行政執行方針として教育を実践しています。

また、より快適な学習環境を提供するため、鶴居小学校の改築や下幌呂小学校の増築をはじめ、校舎の改修等により適切な維持管理に努めています。

しかし、近年は少子化により各学校の児童・生徒の数が減少していることから、教育環境の在り方を検討する時期にきています。

今後も、創造性豊かな次代の担い手づくりを進めていくため、地域社会との連帯感の育成を目的とした福祉教育や国際化、情報化に対応した教育、さらには地域資源を活かした、郷土学習等の鶴居村ならではの特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

基本方向

- 児童・生徒一人ひとりに人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育を提供し、幅広い知識を身につけ豊かな心を育むとともに、地域への愛着と誇りを持ち地域社会や家庭とともに子どもの「生きる力」を育む教育をめざします。
- 国際化、情報化、環境問題等の社会変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により、ゆとりある教育環境の創造をめざします。
- 少子化に対応した教育環境の在り方の検討を進めるとともに、教育施設の整備充実を行い、児童・生徒にとってより良い教育環境の提供に努めます。

主要施策

(1) 教育施設、設備の充実

施策の概要

教育施設の維持管理を行うとともに、ICT 機器^{*}の整備など教育施設、設備の充実に努めます。

主な事業・取組

- ①児童・生徒の教育環境の在り方の検討
- ②鶴居中学校等、大規模改修の総合的な検討、計画の策定
- ③情報化に対応した情報通信機器の拡充

(2) 教育内容の充実

施策の概要

児童・生徒の「生きる力」の醸成を図るとともに、地域に根ざした本村ならではの教育を推進します。

主な事業・取組

- ①国際理解教育の充実
- ②学習支援員、特別支援員の配置
- ③キャリア教育^{*}の充実
- ④特色ある教育活動の推進
- ⑤コミュニティ・スクール^{*}の導入
- ⑥いじめ、不登校対策の推進

※ ICT 機器

ICTとは情報通信技術のことであり、ICT 機器にはコンピュータのほか、プロジェクタ、電子黒板、デジタルカメラ、インターネット、テレビ会議システム等、様々なものがある。

※キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

※コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組みのこと。

(3) 学校給食の充実

施策の概要	主な事業・取組
<p>地産地消の推進と食文化の継承に取り組むなど子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解の促進に努めます。</p>	<p>①調理場の維持補修 ②栄養教諭による食育教育の推進 ③地産地消の推進</p>

(4) 通学環境の向上

施策の概要	主な事業・取組
<p>児童・生徒に良好な通学環境を提供するため、各種支援を行うとともに、スクールバスの運行及び通学路の安全対策を行います。</p>	<p>①遠距離通学の助成 ②スクールバスの運行 ③通学路の安全対策</p>

(5) 教職員への支援

施策の概要	主な事業・取組
<p>鶴居村教育研究所の活動や教員研修などを通じて教職員の資質の向上に努めます。また、教職員の住まいの確保に向けた取組を推進します。</p>	<p>①専門研修などへの派遣 ②教職員住宅の整備、改築</p>

3 青少年健全育成

現状と課題

青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。

また、近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。こうした状況に対し、本村では、鶴居村青少年健全育成協議会を中心に各種団体等の協力を得ながら、青少年の健全育成思想の普及活動や社会教育環境の充実に取り組んでいます。

次代を担う青少年が希望と郷土への誇りを持ち、心身ともにたくましく、また、地域社会の一員としての自覚を持ち、主体的に生きる社会人として成長してもらうことが村民すべて

の願いでもあります。このため、家庭や地域、学校、行政の密接な連携のもと、青少年の社会参加への機会拡充や主体的な活動に対する支援の充実に努める必要があります。

また、すべての村民が社会規範や人権に対する正しい認識と意識を持つことが重要であり、地域ぐるみで青少年を見守り、育む良好な環境づくりを進める必要があります。

基本方向

- 家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加等を促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年の育成をめざします。

主要施策

(1) 青少年育成の体制づくり

施策の概要

関係機関と連携し、青少年の健全育成をめざし、総合的に取り組んでいきます。

主な事業・取組

- ①関係機関との連携による体制強化
- ②他市町村との連携強化

(2) 青少年育成事業の充実

施策の概要

わんぱくアドベンチャークラブ等、体験教育を推進するとともに、スポーツや文化を通じた他市町村との交流を図ります。

主な事業・取組

- ①わんぱくアドベンチャークラブなどの体験学習の推進
- ②放課後児童クラブの継続と指導員の配置
- ③他市町村のスポーツ少年団との交流促進
- ④各種少年スポーツ大会への助成
- ⑤青少年によるボランティア活動の促進
- ⑥ふるさと創生中学生派遣交流事業の推進

(3) 青少年組織、活動の充実

施策の概要

青少年育成事業や各種研修会を通じて、青少年活動を指導する人材の育成に努めます。

主な事業・取組

- ①青少年活動への村民の参加拡大
- ②少年団指導者の研修会への参加促進

4 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、スポーツの楽しさや感動を分かち合うための機会の提供が必要であります。

本村はこれまで、ファミリースポーツセンター、村民プール、テニスコート、野球場、多目的運動広場（サッカー場）、パークゴルフ場など、生涯スポーツ施設の充実を図ってきました。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、村民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。このような状況のなか、各スポーツ施設等の計画的な維持管理と指導者の確保が課題となっています。

そのため、鶴居西公共エリア施設整備基本計画において、ファミリースポーツセンター、村民プール及び鶴居テニスコートは移設を含めた検討が進められています。

基本方向

- 良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設等の計画的な維持管理を推進します。また鶴居西公共エリア施設整備基本計画に基づき、対象エリア内の施設整備を推進します。
- 子どもから高齢者まで村民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。
- 村民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、大会や合宿等の誘致を推進するなどスポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

主要施策

(1) スポーツ施設の維持管理

施策の概要

村内のスポーツ施設を適切に維持管理し、村民に良質なスポーツの環境を提供します。

主な事業・取組

- ① 鶴居西公共エリア施設整備基本計画に基づく施設及び環境整備の推進
- ② スポーツ施設の適切な維持管理の推進
- ③ スポーツ施設の利用促進

(2) スポーツの振興

施策の概要	主な事業・取組
スポーツを通して、村民一人ひとりが健康づくりや体力づくりをめざす意識高揚の場や機会の提供を行います。	①体育協会など、関係団体との協力による活動内容の充実 ②各種スポーツ教室の推進 ③「ゆる」スポーツ*の導入、普及

(3) 指導者、リーダーの確保

施策の概要	主な事業・取組
スポーツの様々な種目において、スポーツ推進委員など指導者の確保に努めます。	①スポーツ推進委員の活動促進 ②スポーツ少年団活動の指導者の育成 ③高齢者スポーツの拡大に向けた新たな指導者の育成 ④女性リーダーの育成 ⑤講習会、研修会への参加促進

序 第1部
論

基本構想
第2部

基本計画
第3部

資料編

5 芸術・文化

現状と課題

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本村では、芸術鑑賞会などを通じて、村民が優れた芸術・文化にふれる機会を拡大するとともに、サークル活動の支援を行ってきました。村民による芸術・文化活動は、むらの新たな文化を創造することにつながるため、今後も、より一層の取組が求められます。

また、伝統芸能や文化財を保全・伝承するため、社会教育事業等の魅力化や高度な芸術・文化に関する学習・鑑賞機会の提供、地域の文化施設の整備等に努めるとともに、積極的に郷土学習の展開を図り、村民の文化意識を高める必要があります。

*「ゆる」スポーツ

老若男女、スポーツが得意な人・苦手な人、そして健常者も障がい者も、誰もが楽しむことができる新スポーツのこと。

基本方向

- 豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、村民主体の文化・芸術の振興を図ります。
- タンチョウとの共生のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。

主要施策

(1) 社会教育施設の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
<p>村内の社会教育施設を適切に維持管理し、村民に文化にふれる良質な環境を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①社会教育施設の適切な維持管理 ②村民が利用しやすい施設環境の整備 ③利用者拡大に向けた、施設管理体制の充実 ④ふるさと情報館の展示物などの定期的な見直し

(2) 社会教育事業の推進

施策の概要	主な事業・取組
<p>鶴居村社会教育中期計画に基づき、生涯学習講座や高齢者寿大学などの社会教育事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習講座、高齢者寿大学の推進 ②交流を通じた社会教育事業の推進

(3) タンチョウとの共生に向けた検討

施策の概要	主な事業・取組
<p>タンチョウとの共生に向けた鶴居モデルの構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①タンチョウとの共生に向けた方向性や在り方の具体化 ②タンチョウの保護と農業被害への対応 ③タンチョウを活かした観光振興 ④タンチョウ一斉調査の実施

(4) 指導者、リーダーの確保

施策の概要

専門的知識を有する指導者を発掘及び育成を推進します。

主な事業・取組

- ①社会教育・文化事業の指導者の発掘
- ②指導者情報の登録、共有
- ③各種指導者研修への参加奨励

(5) 自主的な活動の促進

施策の概要

文化協会を通じて社会教育や芸術文化に関わる各種団体や個人の活動を支援します。

主な事業・取組

- ①ボランティア指導者の育成
- ②著名な文化人の発掘及びその活動の支援
- ③各種団体への活動費支援の見直し
- ④新規組織の育成に向けた支援

(6) 文化財の保護

施策の概要

タンチョウ、釧路湿原及び埋蔵文化財等の文化財の保護・保全に努めます。

主な事業・取組

- ①特別天然記念物「タンチョウ」に対する給餌の在り方の検討や釧路湿原の立入り許可の周知徹底による保護保全
- ②埋蔵文化財包蔵地の保護保全

(7) 旧村営軌道の保存と活用

施策の概要

旧村営軌道車両等の適正な管理と効果的な活用について検討します。

主な事業・取組

- ①旧村営軌道車両等の展示及び維持管理
- ②旧村営軌道を活用した観光振興等の施策の検討

(8) 伝統文化の継承

施策の概要

郷土芸能の継承を図ります。

主な事業・取組

- ①「タンチョウ群れ太鼓」「鶴居音頭」の普及拡大
- ②隠れた伝統技術の発掘

6 人権・男女共同参画

現状と課題

個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。差別や偏見のない社会の実現へ向けて、本村では人権に関する相談窓口を設置しているほか、人権擁護委員を選出し、すべての住民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、我が国では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成28年には女性活躍推進法が施行されるなど、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつありますが、依然として性別による不平等な慣行、固定的な役割分担等が残り、男女共同参画が実現されているとはいえない状況にあります。

しかし、少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なむらづくりに向けては、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて、新たな状況へ対応することが求められています。

家庭、地域、学校、職場等の関係機関とも連携を図りながら、あらゆる分野で女性も男性もともに参画し、相互の自立を育み、人権を尊重し合う社会を実現する必要があります。

基本方向

- すべての村民が思いやり、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

主要施策

(1) 人権尊重の普及・啓発

施策の概要

人権思想の普及・啓発や相談体制の整備を行います。

主な事業・取組

- ①人権思想の普及・啓発活動の推進
- ②人権相談体制の充実

(2) 男女共同参画の促進

施策の概要

男女共同参画の理解促進を図るとともに、女性の活躍の場づくりを推進します。

主な事業・取組

- ①男女共同参画に対する考え方の普及、理解促進
- ②男女共同参画を促進する場や機会の拡大
- ③女性団体連絡協議会などを中心とした女性組織の活動支援
- ④女性リーダーの育成

序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

第6章 みんなで歩む協働のむらづくり



1 地域づくり

現状と課題

近年、地域力の低下や連帯感の希薄化などにより、防災や子育てなど生活に密着した課題を解決する力が社会から失われつつあります。多様化、複雑化する様々な社会問題を解決していくためには、地域力を高めることが必要です。

また、地域資源の発掘、創造につながるよう、それぞれの地域コミュニティの特色にあった地域づくりを進めていくことが求められています。

本村では、自治会・農事組合組織が住民と村行政のパイプ役を果たしてきましたが、地域間の横の連携もより強固なものにするために、新たな組織として「鶴居村自治会連合会」を平成29年5月に結成しています。

今後は、地域における連帯感の希薄化などの様々な課題に対処するため、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動の活性化を図っていくことが必要です。

基本方向

- 地域と行政が相互に連携し、良きパートナーとして、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通じて、地域力を創造する仕組みを築いていきます。
- 地域資源の発掘、創造につながるよう、それぞれの地域コミュニティの特色にあったむらづくりを進めるとともに、地域力を結集する場として、コミュニティセンターの維持管理を推進します。

主要施策

(1) 地域や集落の活性化に向けた支援の充実

施策の概要

学習会や勉強会の開催や様々な支援を通じ、地域や集落の活性化に向けた支援の充実を図ります。

主な事業・取組

- ①地域や集落の活性化に関する学習会や勉強会等の開催
- ②地域リーダーの育成・確保の推進
- ③地域おこし協力隊員の確保・配置
- ④集落支援員*の確保・配置の検討

(2) コミュニティ組織活動の支援

施策の概要	主な事業・取組
各地域にある自治会や農事組合への支援を通じて、コミュニティ活動を促進します。	①自治会連合会活動への支援 ②地域の自主的活動への支援

(3) 住民活動の支援

施策の概要	主な事業・取組
地域において活性化に取り組む団体活動に補助金を交付するなど村民の自主的な活動への支援を行います。	①むらづくりに関する支援の推進と活動の拡大促進

(4) コミュニティ施設の維持管理

施策の概要	主な事業・取組
各地区のコミュニティセンターを適切に維持管理し、地域における活動の拠点としての機能を提供します。	①コミュニティセンターの適切な維持管理 ②コミュニティセンターの運営管理の推進

序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

2 地域間交流

現状と課題

他地域との交流は、本村だけでは得ることのできない取組や体験、情報を得る機会をもたらし、村民の豊かな心を育む役割を担っています。

本村では、「日本で最も美しい村」連合に加盟し、加盟自治体の異なる文化や歴史、産業などにふれあうとともに、釧路鶴居会及び本州在住鶴居会と定期的に交流を行っています。

また、日常から個人、団体、あるいは地域単位による様々な交流も行われています。そうした地域での活動は、地域間の友好、信頼関係を築くなど、住みやすい地域づくりの一助となっています。

今後も、各自治体との交流や村民主体の地域間交流を推進することにより、異なる文化や

※集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受ける地域の目配り役のこと。地域の状況把握や集落の共同作業の手伝い、困りごと相談など幅広い分野で支援を行う。

歴史、産業等にふれあうことのできる環境を整えるとともに、そうした交流を通じて、本村を村外にアピールし、地域の魅力づくりにつなげていく取組が求められています。

基本方向

- ほかの自治体の住民が相互に交流する場を提供することによって、相互理解と友好親善を深めていきます。
- 「日本で最も美しい村」連合の活動を通じて、本村の文化、歴史、産業等の情報発信を行い、イメージアップを図ります。

主要施策

(1) 村民相互の交流の推進

施策の概要	主な事業・取組
村民相互の交流を促進するため、各種イベントや地域の行事を推進します。	①世代間の交流を促す場や機会の拡大 ②村民相互の交流を目的としたイベント、企画の推進 ③若者の交流を促す場や機会の拡大

(2) 国内での交流の推進

施策の概要	主な事業・取組
様々な交流事業を通じて、国内における人・地域の交流を促進します。	①「日本で最も美しい村」連合の活動推進 ②釧路鶴居会及び本州在住鶴居会との交流 ③道央圏在住者との交流を目的とした組織設立に向けた支援 ④ふるさと創生基金運用事業等、様々な交流を目的とした事業の推進 ⑤むらづくり人材育成事業の推進 ⑥スポーツ合宿等の誘致の検討

(3) 国際化対応のむらづくり

施策の概要	主な事業・取組
外国人観光客の増加への対応を含めた国際化対応のむらづくりを推進します。	①広報物、案内板などへの外国語併記の推進 ②外国人留学生のホームステイ等の受け入れに向けた検討

序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

3 住民参画

現状と課題

近年、価値観や生活様式の変化、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や協働意識が薄れつつあります。一方で、より良いむらづくりには、これまで以上に村民一人ひとりの自治意識の醸成が求められるほか、積極的な美しいむらづくり活動への一層の相互扶助の精神が求められています。

このため、村民の愛郷心や連帯感を醸成し、自主的な活動に対する支援と担い手の育成を図る必要があります。また、村民と行政とのコミュニケーションを円滑にし、相互の理解と信頼関係を深めることで、行政主導から、村民との協働によるむらづくりへの転換を今後も図る必要があります。

基本方向

- 村民一人ひとりが郷土に自信と誇りを持ち、美しい村としての意識を高め、それぞれの分野においてその創造性を発揮できるよう、むらづくりの原動力となるコミュニティ活動を促進し、村民の自主的、主体的な参画によるむらづくりをめざします。

主要施策

(1) むらづくりに関する情報提供の充実

施策の概要	主な事業・取組
村民へのむらづくり意識の醸成を図るため、むらづくりに関する情報提供の充実に努めます。	①広報誌やホームページ等を活用したむらづくりに関する情報の提供 ②むらづくりに関するイベントや講演会等の開催

(2) 住民参加の拡大

施策の概要	主な事業・取組
<p>様々な機会を通じた住民参画の場づくりを行い、むらづくりへの住民参加を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 様々な村民が参加しやすい環境づくりの構築 ② 計画策定委員会等への住民参加の促進 ③ 村民の意見を収集する仕組みの検討 ④ アンケート調査の実施

4 広報・広聴

現状と課題

村政に関する情報は、毎月発行している「広報つるい」をはじめ、インターネットやIP告知端末など、様々なメディアを活用し村民に提供しています。また、村政懇談会や村長の出前トークを開催し、村民の声を広く集め、施策に反映するように努めています。

今回実施したアンケート調査では、村民の意向がむらづくりに反映されているという意見が多かったものの、村民の声をむらづくりに活かすために大切なこととして「村民と村との意見交換の機会を増やす」、「計画案への意見募集など、むらづくりへの提案の機会や仕組みを増やす」が上位回答となっています。

これらのことから、誰でもわかりやすい村政情報の広報に努めるとともに、村民との対話を通じて、広聴による村民意向の把握を積極的に行っていく必要があります。

基本方向

- 村民が必要とする情報やわかりやすい情報の提供を行うことで、村が実施する事業に関心を持ってもらえるような広報活動を進めます。
- 村民の意識や動向を的確に把握するための広聴活動を展開し、村政への反映を図ります。

主要施策

(1) 広報の充実

施策の概要	主な事業・取組
<p>様々な媒体を通じて、村民へのわかりやすい情報提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報誌の発行 ② IP告知端末の活用 ③ 村ホームページの内容充実

(2) 情報公開の推進

施策の概要	主な事業・取組
鶴居村情報公開条例に基づき、村政情報公開を推進します。	①鶴居村情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用

(3) 広聴の充実

施策の概要	主な事業・取組
様々な手法を通じて、広く村民の意見や要望を捉える機会の充実に努めます。	①村政懇談会の開催 ②自治会・農事組合長会議の開催 ③むらづくり懇話会の開催 ④身近な場での村民との交流

(4) 「つるいC I^{*}」の展開

施策の概要	主な事業・取組
つるいC Iの継続的な展開によって村内外に対する村の魅力を高めていきます。	①「つるいC I」の普及促進 ②「つるいC I」を推進する上での幅広い意見収集と参画促進 ③シンボルマーク、キャッチフレーズ、マスコットキャラクターなどの利用促進と新たな展開の検討

(5) 地域資源のP R

施策の概要	主な事業・取組
観光振興やブランド化の促進に向けて村内の地域資源を再認識するとともに、その魅力をP Rします。	①タンチョウなど地域固有の資源の効果的な活用 ②地域資源の積極的なP R、情報提供の推進 ③「日本で最も美しい村」連合の活動を通じた地域資源のP R

※つるいC I

C Iとは、企業では「コーポレート・アイデンティティ」、地域では「コミュニティ・アイデンティティ」の略。つるいC Iは、鶴居村の魅力を村内で再認識し、村外にもアピールすることで、地域の活性化につなげていく取組のこと。

5 行財政運営

現状と課題

少子高齢化、情報社会、国際社会の進展等の時代環境変化に対応し、村民の福祉を最大限に発揮するためには、各種施策を効率的かつ効果的に実施することが重要です。このため、行政として、村民の視点や立場から行政運営を図ることが課題であり、多様化、高度化する行政需要に対応することができる職員の育成をはじめ、機動性・専門性が高められる弾力的な組織、機構の運営や適正な人事管理等が求められています。

本村では、簡素で効率的な行財政運営を行うため組織機構の見直し、指定管理者制度の導入など行財政運営の改善に向けた取組を進めてきましたが、少子高齢化のさらなる進行に伴う社会保障費の増大等により、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

そのため、事業の実施にあたっては、有効な補助制度や過疎対策事業債等の活用、また、自主財源の確保等を前提とした中長期的視点に立った財政運営を行うとともに、村民サービスを効率的かつ効果的に提供することで、持続可能な財政運営に努める必要があります。

基本方向

- 村民ニーズを的確に把握するとともに、組織、機構、制度等を適宜見直すことにより、柔軟できめ細やかなサービスが提供可能な行政運営をめざします。
- 財政基盤の安定化を図るため、自主財源の確保、交付税や過疎対策事業債を効果的に活用し、健全な財政運営をめざします。

主要施策

(1) 行政推進体制の充実

施策の概要

各種計画に基づく施策を推進するとともに、地方分権社会に対応した行政事務等、行政推進体制の充実を図ります。

また、村民、地域、行政が連携・協力しながら目標の達成や課題の解決に取り組む「協働のむらづくり」を推進するため、「(仮称)むらづくり基本条例」の制定に向けた検討を行います。

主な事業・取組

- ① 「(仮称)むらづくり基本条例」の制定に向けた検討
- ② 事務事業に合わせた柔軟な組織体制づくり
- ③ 民間委託、指定管理者制度の推進
- ④ 地方自治体への権限移譲等への適切な対応

(2) 事務処理の改善、サービスの向上

施策の概要

住民サービスの向上を図るとともに、事務の軽減や事務処理の迅速化に努めます。

主な事業・取組

- ①住民サービスを向上する体制の充実

(3) 健全財政運営の推進

施策の概要

公会計制度改革への適切な対応を図るとともに予算規模の適正化や経費節減等に取り組む一方で、既存事業を含む事務事業の検証を行い、より健全な財政運営を推進します。

主な事業・取組

- ①新地方公会計制度への対応
- ②ふるさと納税制度への取組充実と各種事業への財源活用
- ③予算規模の適正化や各種使用料、手数料などの改定による財源確保
- ④安全で有利な基金の運用
- ⑤財務会計システムの活用による業務の効率化の推進
- ⑥経常経費節減の推進
- ⑦事務事業の検証
- ⑧滞納整理機構との連携による徴収率の向上対策の推進
- ⑨特別会計の健全運営

(4) 職員の資質向上と健康管理の充実

施策の概要

人事評価制度の取組や各種研修への参加を通じて、職員の資質向上を促進します。

主な事業・取組

- ①人事評価の取組の推進
- ②職員研修への参加促進
- ③研修内容及び方法の検討
- ④職員の健康管理、ケア体制の整備

6 広域行政

現状と課題

交通・情報通信網の発達に伴い、村民の行動範囲は村域を超えて飛躍的に拡大しています。本村では、村民の生活向上と産業活動の活性化を促し、市町村単位の枠を超えた行政施策に取り組むため、関係市町との連携を強化し広域での事業を進めるとともに、消防などの業務を一部事務組合によって共同で行っています。また、ごみ処理、高齢者医療等の広域連合を設立し、拡大した生活圏から求められる広域行政需要に的確に対応するよう努めてきました。

平成22年には、釧路市を中心市として釧路総合振興局管内のすべての町村が釧路市と協定書を締結し、「釧路定住自立圏共生ビジョン」に基づき大きく変革・変動する時代において、お互いに協調しながら広域行政を進めています。

今後も、釧路総合振興局管内の市町村をはじめとする関係市町村が連携し、互いの独自性、自主性を尊重しつつ、広域行政への需要や共通課題を研究し、効果的な公共投資とサービスの向上を図り、圏域の一体的発展をめざす必要があります。

基本方向

- 多様化・複雑化する広域行政への需要に対応するため、関係市町村との連携を密にし、今後の地方分権の動きや村民ニーズの把握に努めながら広域行政についての研究・検討をさらに進め、より広い地域と協働する行政をめざします。

主要施策

(1) 広域行政、共同事業の推進

施策の概要	主な事業・取組
釧路北部消防事務組合などへ加入し、広域的事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ①一部事務組合における共同事業の推進 ②効率的な広域事務の検討 ③各種期成会等による開発予算等の要望

(2) 広域連合、広域連携の推進

施策の概要	主な事業・取組
釧路広域連合、北海道後期高齢者医療広域連合などへ加入し、広域的事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ①広域連合における広域事業の推進 ②新たな連携や共同的な取組の研究

(3) 釧路定住自立圏構想の推進

施策の概要

釧路定住自立圏共生ビジョンに基づき、連携の取組を推進します。

施策の概要

①釧路定住自立圏共生ビジョンの推進

序 第1部
論

基本 第2部
構想

基本 第3部
計画

資料
編

資料編



1 諮問・答申

序 第
1 部
論

基 第
本 2
構 部
想

基 第
本 3
計 部
画

資
料
編

◆諮問

平成 29 年 3 月 28 日

鶴居村総合計画審議会
会 長 石脇 征次郎 様

鶴居村長 大石 正行

第 5 次鶴居村総合計画（案）について（諮問）

本村における総合的かつ計画的な行政の推進を図るため、第 5 次鶴居村総合計画（案）について、貴会の意見を求めます。

記

（諮問事項） 第 5 次鶴居村総合計画「基本構想（案）・基本計画（案）」について

◆答申

平成 30 年 2 月 26 日

鶴居村長 大石 正行 様

鶴居村総合計画審議会
石脇 征次郎

第 5 次鶴居村総合計画（案）の答申について

平成 29 年 3 月 28 日付けをもって、当審議会に諮問された第 5 次鶴居村総合計画（案）について、当村の現状と今後の振興発展の可能性を慎重に審議した結果、原案を適当であると認め、意見を付して答申します。

なお、当計画の実施にあたっては、審議の過程において出された意見等を十分反映していただくことを要望します。

記

1. 計画推進のために、常に村民の理解と協力を求めながら、村民と行政が一体となって取り組まれることを要望する。
2. 当村の現状や課題を認識しながら、長期的な展望と幅広い視野に立ち、計画の実効性に十分配慮されることを期待する。
3. 関係機関等の協力が得られるよう、関連する諸計画との整合性や連携を図り、地域全体の一体的な発展に努められること。
4. めまぐるしい社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて同計画の見直しを図られるよう配慮されたい。

2 策定の経過

◆第5次鶴居村総合計画策定経過（概略）

年 月 日	内 容
平成28年 9月28日～10月14日	住民アンケート実施(中学生向け及び16歳以上の村民向け)
10月12日	第5次総合計画策定オリエンテーション
11月	基本計画施策評価シートの提出依頼・回収
平成29年 2月～3月	基本計画施策評価に係る各課ヒアリング実施
2月16日	村長インタビュー実施
3月28日	第1回総合計画審議会
4月26日～27日	村内各種団体ヒアリング実施
5月	職員提言シートの提出依頼・回収
5月11日	鶴居村むらづくり講演会
5月15日～16日	地域別懇談会(鶴居地区、幌呂地区、下幌呂地区)
6月7日	第1回総合計画策定プロジェクトチーム会議
7月～8月	実施計画の提出依頼・回収
8月21日	第1回総合計画策定委員会
9月6日・15日	中学生対象グループディスカッション(鶴居中学校、幌呂中学校)
9月29日	第2回総合計画審議会
10月17日	第2回総合計画策定プロジェクトチーム会議
10月～11月	実施計画及び基本計画村長ヒアリング
12月8日	第2回総合計画策定委員会
12月14日	第1回議会特別委員会
平成30年 1月11日	第3回総合計画審議会
1月22日	第3回総合計画策定委員会
1月30日	第2回議会特別委員会
1月31日	第4回総合計画審議会
2月26日	総合計画審議会答申
3月8日	村議会上程
3月8日	第3回議会特別委員会
3月12日	村議会可決

3 策定に関わる組織

◆第5次鶴居村総合計画審議会委員

役 職	氏 名	所属団体等	備 考
会 長	石 脇 征次郎	村教育委員会	
会長職務代理者	村 上 泰 夫	村自治会連合会	
委員	渡 辺 巖	幌呂連合会	
//	中 谷 正 人	下幌呂自治会	
//	白 田 さゆり	村女性団体連絡協議会	
//	舘 山 順 子	J A女性部	
//	松 下 雅 幸	J A青年部	
//	大 津 泰 則	村商工会	
//	和 田 正 宏	村観光協会	
//	白 木 良 雄	J A釧路丹頂	
//	門 間 孝 巖	村森林組合	
//	鶉 橋 忠 輝	村社会福祉協議会	
//	浦 秀 樹	つるい養生邑病院	
//	北 島 義 和	釧路公立大学	
//	黒 澤 信 道	公募	
//	石 橋 美由紀	公募	

※任期：平成29年3月28日～平成30年3月31日

◆鶴居村総合計画策定委員会

役 職	職 名	氏 名	備 考
委員長	副村長	山 田 秀 明	
副委員長	教育長	國 安 修 一	
委 員	会計管理者	吉 田 博	
//	総務課長	佐 藤 直 人	
//	住民生活課長	岡 田 栄	
//	保健福祉課長	高 松 一 哉	
//	産業振興課長	中 尾 義 則	
//	建設課長	小 北 隆 男	
//	教育課長	佐 藤 恵 治	
//	農業委員会事務局長	川 島 泰 文	
//	議会事務局長	伊 藤 彰 夫	

序 第1部
論

基本構想
第2部

基本計画
第3部

資料編

◆鶴居村総合計画プロジェクトチーム

職 名	氏 名	備 考
総務課長補佐	成 田 信	
企画財政課村づくり推進室長	井 上 政 志	
住民生活課長補佐	川 端 崇 雄	
保健福祉課長補佐	五十嵐 紫	
産業振興課長補佐	小 原 利 也	
建設課長補佐	千 葉 隆 一	
教育課長補佐	佐 藤 大 輔	
総務課管財係長兼情報推進係長	寺 島 圭 亮	
企画財政課税務係長	松 井 香 奈 子	
住民生活課戸籍住民係長	吉 田 麻 美	
住民生活課国民健康保険係長	池 田 圭 志	
保健福祉課福祉係長	小 林 弘 昌	
保健福祉課介護保険係長	清 野 玲 子	
保健福祉課地域包括支援係長	小 北 由 紀 子	
産業振興課農政係長	志 村 剛	
建設課土木係長	竹 内 智 春	
建設課維持管理係長	山 本 晴 義	
出納室出納係長	伊 藤 真 弓	
教育委員会総務係長兼学校教育係長	新 木 康 司	

◆鶴居村総合計画策定事務局

役 職	職 名	氏 名	備 考
事務局長	企画財政課長	伊 藤 晃 宏	
事務局長補佐	企画財政課長補佐	高 岡 健 一 郎	
事務局員	企画調整係長	渡 辺 巧	
//	企画調整係	石 塚 裕 祐	
//	企画調整係	佐 々 木 大 喜	

4 鶴居村総合計画条例

◆鶴居村総合計画条例

平成 29 年 12 月 13 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 村の将来の長期的な展望の下に村政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な村づくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 村の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 村政の基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 村政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(基本構想及び計画の策定)

第 3 条 村長は、基本構想を策定し、これに基づく基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 村長は、総合計画を策定するにあたっては、あらかじめ、鶴居村総合計画審議会条例（昭和 55 年条例第 19 号）第 2 条に基づき設置する総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 5 条 村長は、前条における手続を経て、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、鶴居村議会の議決すべき事件に関する条例（平成 22 年条例第 11 号）に基づき、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 村長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別施策分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

序 第 1 部
論

基本 第 2 部
構 想

基本 第 3 部
計 画

資 料 編

5 鶴居村総合計画審議会条例

◆鶴居村総合計画審議会条例

昭和 55 年 9 月 30 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鶴居村総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 村長の諮問に応じ、鶴居村の総合計画に関し必要な調査及び審議を行う機関として、鶴居村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから村長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、当該諮問にかかわる答申が完了するまでとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会は、必要により専門委員を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は企画財政課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 25 日条例第 25 号）

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

6 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

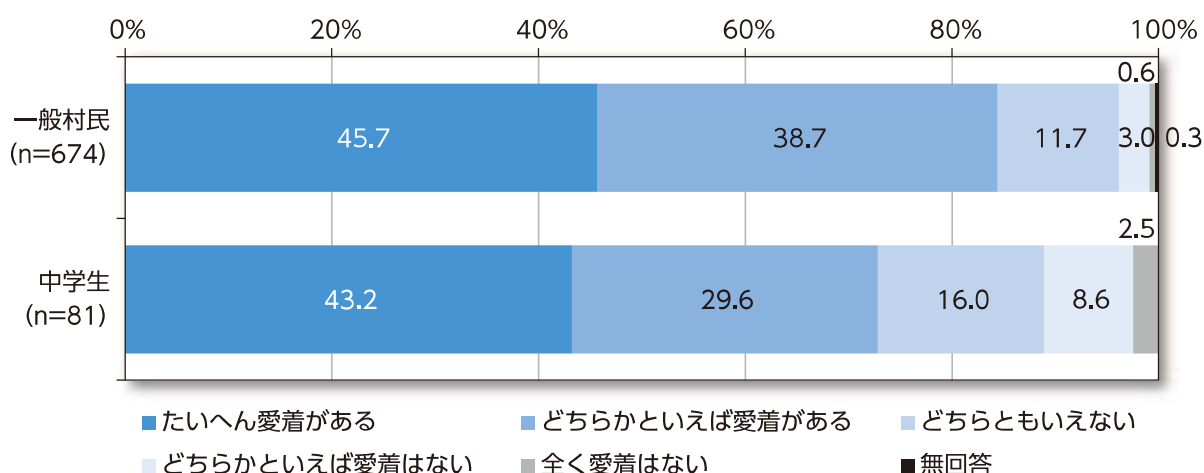
平成28年9～10月にかけて、一般向け及び中学生向けのアンケート調査を実施しました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。

	一般向け	中学生向け
調査対象	村内在住の16歳以上の男女	村内の中学校に在籍する全生徒
抽出法	住民基本台帳から全量抽出	悉皆（全数）調査
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）	各学校を通じた配布・回収
配布数	2,000	81
有効回収数	674	81
有効回収率	33.7%	100.0%

(2) 鶴居村への愛着度

一般村民における「たいへん愛着がある」及び「どちらかといえば愛着がある」の合計は84.4%で、一般村民の鶴居村への愛着度は非常に高いといえます。

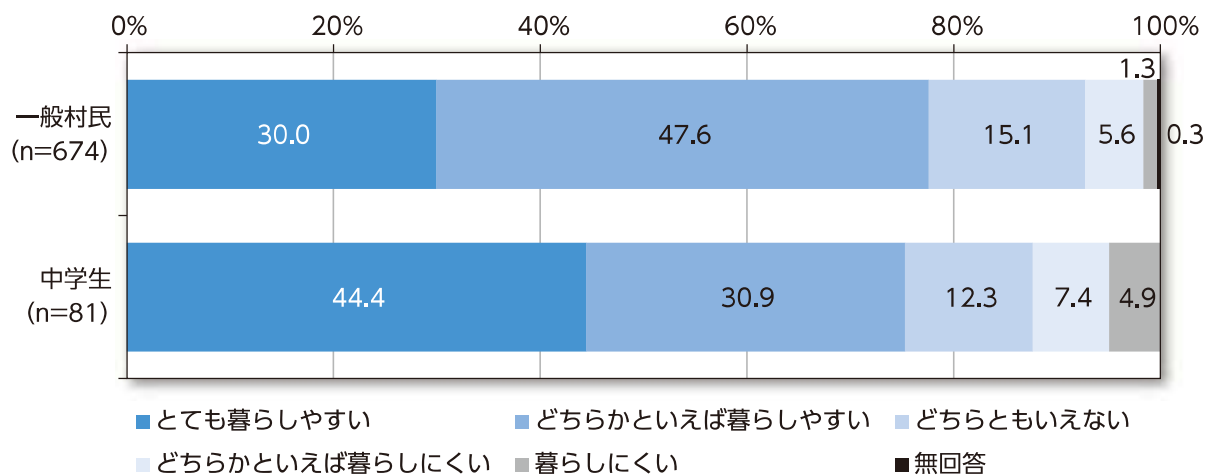
中学生は、「たいへん愛着がある」及び「どちらかといえば愛着がある」の合計が72.8%で、一般村民よりも10ポイント以上低くなっています。



(3) 鶴居村の暮らしやすさ

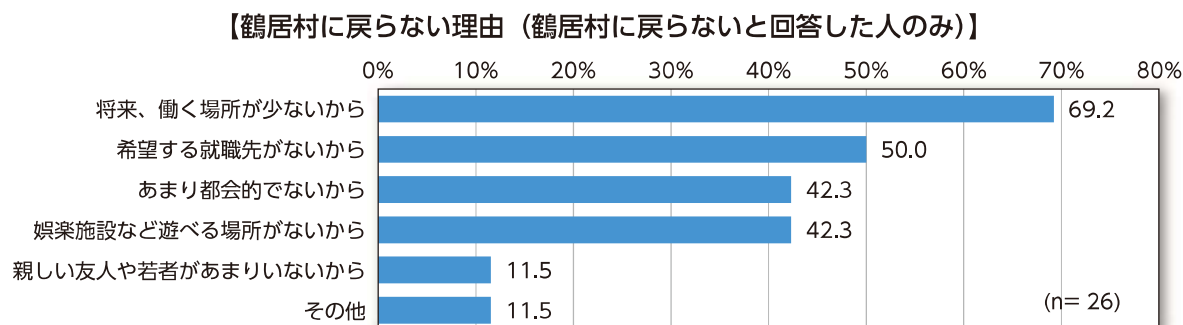
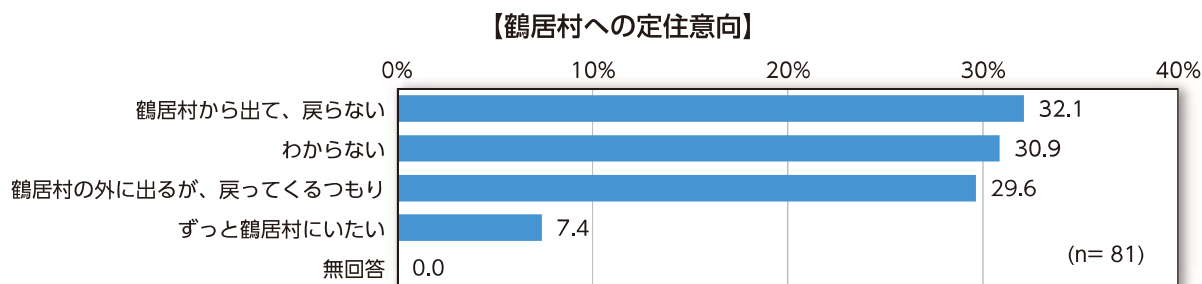
「とても暮らしやすい」の割合をみると、一般村民は30.0%となっていますが、中学生は44.4%と10ポイント以上高くなっています。

「暮らしにくい」の割合は、一般村民と中学生ともに5%未満で非常に少ない状況です。



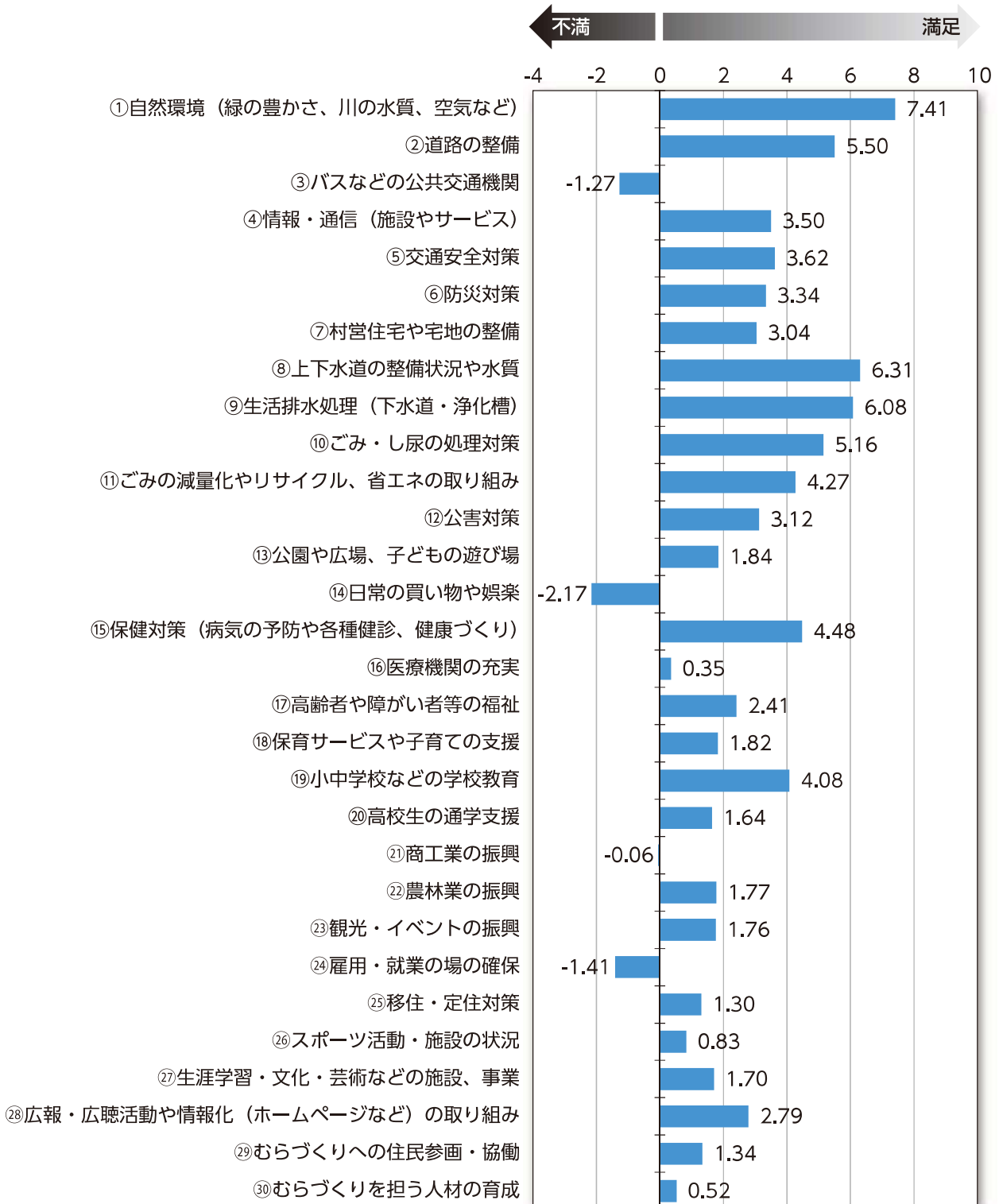
(4) 中学生の鶴居村への定住意向

中学生の鶴居村への定住意向は、「鶴居村から出て、戻らない」が32.1%で最も多くなっています。鶴居村に戻らない理由は、「将来、働く場所が少ないから」「希望する就職先がないから」が上位回答となっています。



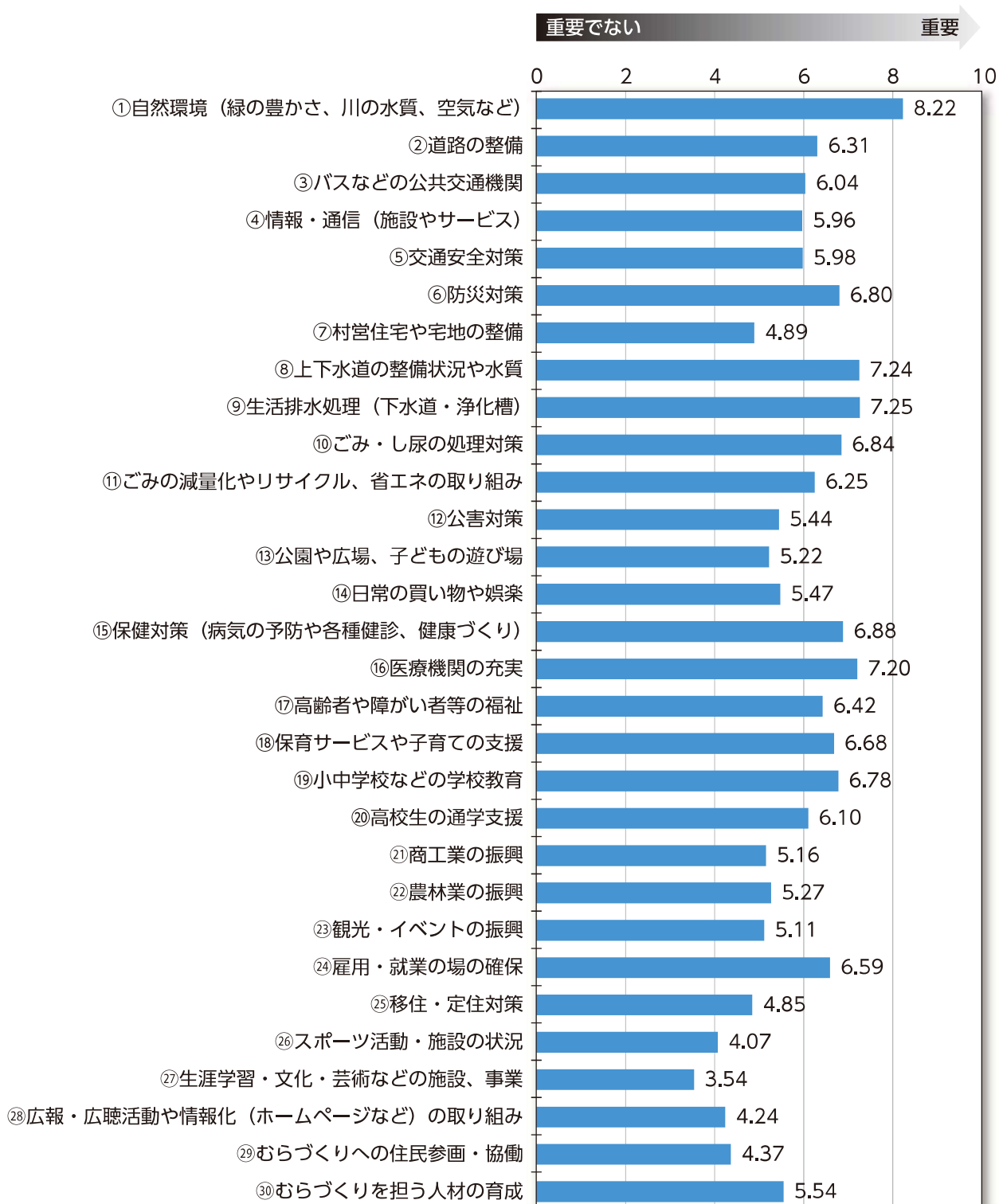
(5) 施策の現状の満足度

施策の現状の満足度は、「自然環境」(7.41)、「上下水道の整備状況や水質」(6.31)の満足度が高いものの、「日常の買い物や娯楽」(-2.17)、「雇用・就業の場の確保」(-1.41)、「バスなどの公共交通機関」(-1.27)の満足度が低い状況です。



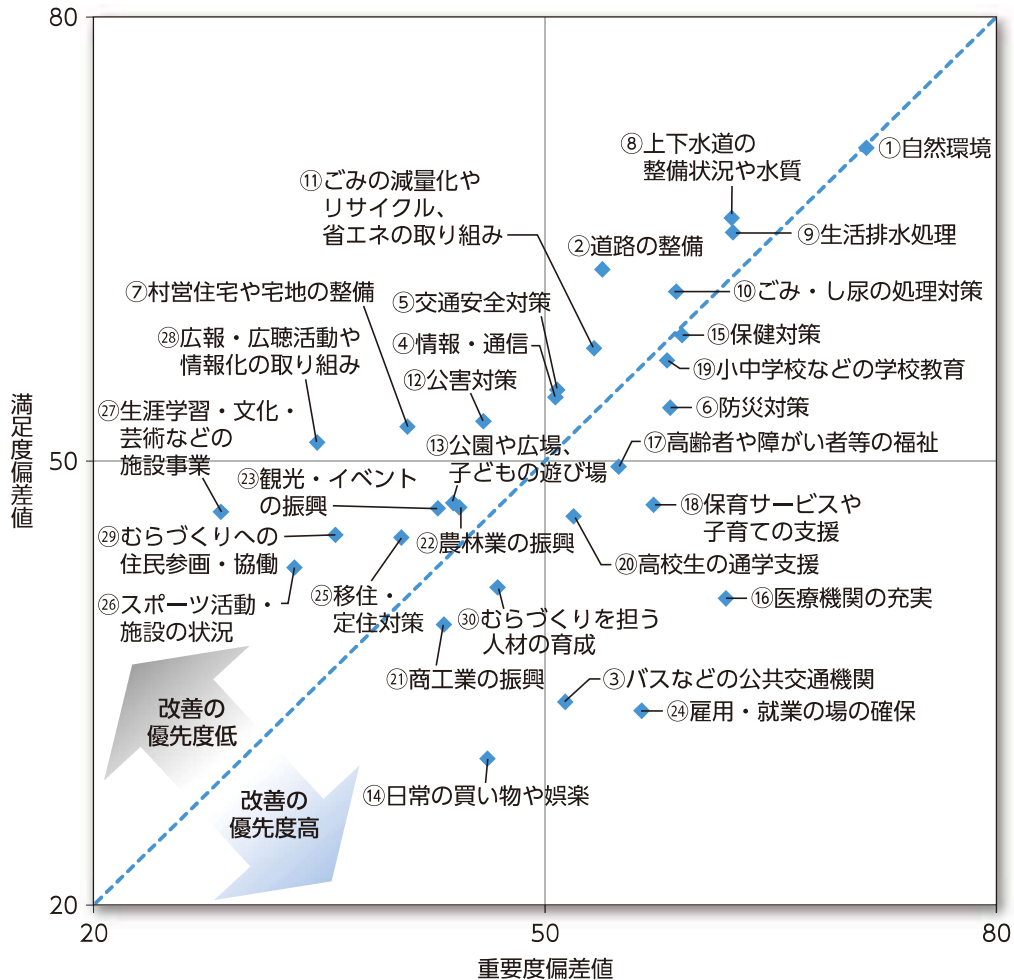
(6) 施策の今後の重要度

施策の今後の重要度は、「自然環境」の8.22が最も高く、次いで「生活排水処理」(7.25)、「上下水道の整備状況や水質」(7.24)が続いています。



(7) 施策の改善方向

各施策についての満足度と重要度に関して偏差値による分析を行い、今後力を入れるべき施策として改善の必要性が高い上位3項目を抽出したところ、「雇用・就業の場の確保」「医療機関の充実」「バスなどの公共交通機関」で改善の必要性が高い結果となりました。



改善の優先度が高いと思われる項目

- | | |
|-----------------|----------------|
| ②④雇用・就業の場の確保 | ⑱⑰高齢者や障がい者等の福祉 |
| ⑱⑯医療機関の充実 | ⑥⑥防災対策 |
| ③③バスなどの公共交通機関 | ②①商工業の振興 |
| ⑭⑭日常の買い物や娯楽 | ⑱⑱小中学校などの学校教育 |
| ⑱⑱保育サービスや子育ての支援 | ⑱⑱保健対策 |
| ⑲⑲高校生の通学支援 | ①①自然環境 |
| ⑳⑳むらづくりを担う人材の育成 | |

つるい未来創造プラン

【第5次鶴居村総合計画】

平成30年3月

発行 北海道 鶴居村

〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

Tel : 0154-64-2111 Fax : 0154-64-2577

メール : tancho@vill.tsurui.lg.jp

URL : <http://www.vill.tsurui.lg.jp/>

企画・編集 鶴居村役場 企画財政課